

平成 29 年度施策体系

くらし安全・消費生活課

平成29年度当初予算額 184,467 千円 (国庫支出金87,616 財産収入6 繰入金11,425  
雑入1,909 一般財源81,511 県債2,000)

(平成28年度当初予算額 173,989 千円)

基本方針・施策		予算額 (千円)	分野
し あ わ せ 信 州  県 民 生 活 の 安 全 確 保	<b>I 県民の安全・安心</b>	0	消費生活の安定と向上
	1 商品・サービスの安全・安心		
	(1) 食品の安全・安心の確保		
	(2) 消費者事故情報等の収集及び提供		
	2 物価の安定と情報提供		
	3 持続可能な消費生活		
	<b>II 商品・サービスの適切な選択機会の確保</b>	5,482	
	1 適正な商取引の確保		
	(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分		
	(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導		
	(3) 割賦販売における事業者指導		
	2 多重債務者対策の強化		
	<b>III 消費者教育の充実</b>	32,395	
	1 消費生活情報の発信・啓発		
	2 消費者教育・学習		
(1) 消費者教育の推進方策の検討			
(2) 学校等における消費者教育の推進			
(3) 地域・職域等における消費者教育の推進 (新) 適格消費者団体設立支援等			
(4) 消費者教育を担う人材の育成			
3 環境教育・食育等への取組			
<b>IV 県民意見の反映</b>	2,121		
1 透明性の確保			
(1) 消費生活審議会の運営 (新) 第2次基本計画策定等			
(2) 消費者施策等の公表			
2 県民意見の施策への反映及び消費者団体との協働			
<b>V 相談窓口の強化</b>	123,623		
1 県消費生活センターの機能強化 (新) 県消費生活センター改修設計委託等			
2 市町村相談体制の充実・強化			
小計( )		163,621	
<b>I 交通安全運動の推進</b>	2,425	交通安全対策	
1 交通安全運動推進本部・地方部の運営			
2 交通安全功労者等の表彰			
<b>II 交通安全啓発活動</b>	2,607		
1 季別の交通安全運動等における広報啓発			
2 地域別重点啓発事業			
(新) 3 自転車の安全な利用普及推進事業			
4 交通安全関係団体の支援			
<b>III 交通事故相談所の運営</b>	14,753		
長野本所、松本支所、飯田支所、上田支所			
小計( )		19,785	
<b>I 安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との協働</b>	0	防犯対策	
安全安心なまちづくりのための関係機関・団体との連絡、調整			
<b>II 防犯意識向上のための広報啓発</b>	685		
働き盛り世代による特殊詐欺撲滅プロジェクト			
<b>III 自主防犯活動の活性化</b>	376		
1 自主防犯ボランティア活動に関する情報発信			
2 自主防犯ボランティア活動支援			
<b>IV 犯罪のおきにくい環境づくり</b>	0		
公共空間における犯罪のおきにくい環境づくり			
小計( )		1,061	

## ＜平成 29 年度消費者行政事業概要＞

H29 当初予算額 163,621 千円(うち一財 61,395 千円)
H28 当初予算額 152,476 千円(うち一財 58,831 千円)

### 1 県民の安全・安心のために

#### 1 商品・サービスの安全・安心

(単位：千円)

施 策	事 業 内 容	H29	H28
<b>(1) 食品の安全・安心の確保</b>			
不適切な表示に対する事業者指導	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報（後掲）	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	—	—
食品表示法の運用	平成 27 年に食品表示法が施行され、包括的、一元的な表示制度となったことから、法律の適切な運用、執行体制の整備を行う。	—	—
<b>(2) 消費者事故情報等の収集及び提供</b>			
消費生活庁内連絡員の配置	消費生活に関連する業務を所管する部局に消費生活庁内連絡員を配置し、県民の生命・身体に危害が及ぶおそれのある製品事故等の情報を収集する。	—	—
リコール情報・重大事故情報等の収集・提供	P I O-N E T などからの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報及び重大事故情報等を広く収集し、各種媒体を通じて速やかな提供、周知を図る。	—	—
消費生活用品の立入検査・指導	消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
製品テストの実施	県民の生命・身体に危害が及ぶ恐れのある製品事故は、消費者庁へ報告するとともに、国民生活センター等の専門機関を通じ必要に応じて製品テストを実施する。	—	—

#### 2 物価の安定と情報提供

施 策	事 業 内 容	H29	H28
生活関連物資等の監視、調査及び公表	生活関連物資等の価格の動向と需給の状況等を監視し、必要に応じて消費生活条例に基づき価格、需給動向を調査し、結果を公表する。	—	—
石油製品価格動向調査の実施及び公表	県内の石油製品価格の動向を調査し、調査結果を公表する。	—	—
関係団体との情報交換と県民への情報提供	石油事業者団体との定期的な情報交換、情報収集を行い、県民に対し石油製品価格の動向等に関する情報を提供する。	—	—

## II 商品・サービスの適切な選択機会の確保のために

【5,482千円（国庫支出金：2,647 雑入：234 一財：2,601）（H28：5,425千円）】

### 1 適正な商取引の確保

※下段の（ ）は国庫支出金及び基金繰入金額

施 策	事 業 内 容	H29	H28
<b>(1) 悪質事業者に対する厳正な指導、処分</b>			
徹底した事業者指導と行政処分	PIO-NETを活用し、被害状況の傾向・分析を行い、県内での悪質な事案は、国や他の自治体と情報共有、連携し、徹底した事業者指導・行政処分を行う。	211	211
注意喚起情報の発信及び警察との連携強化	消費生活センターへの苦情相談等から、詐欺的な勧誘の情報を直ちに県民に提供、注意喚起を行うとともに、被害防止に向けた対策を警察との連携を強化して取り組む。	—	—
事業者指導・処分のための専門職員の配置・育成	不当取引調査員及び事業者情報調査員を配置し、研修等による能力向上を図り、効果的な事業者指導・処分を行う。	5,055 (2,647)	4,998 (2,646)
<b>(2) 不適切な表示に対する立入検査、指導</b>			
不適切な表示に対する事業者指導（再掲）	国及び県表示担当課（食品表示法、景品表示法等）が情報の共有、連携を図りながら、関連する業界団体を含めた事業者指導を徹底する。	—	—
家電製品の販売に係る適正表示調査	家電販売団体等と協働し、家電販売の適正表示調査を行う。	—	—
家庭用品の立入検査・指導	家庭用品品質表示法に基づき、販売事業者への立入検査・指導を実施する。	—	—
業界団体等と協働した事業者啓発広報	適正な食品表示の徹底に向けて、関連する業界団体等と協働し、事業者に対する講習会の開催など、法令等の趣旨の徹底を図る。	—	—
<b>(3) 割賦販売における事業者指導</b>			
事業者からの報告徴収・立入検査の実施	友の会や冠婚葬祭互助会から財産状況や業務運営に関する事項等の報告を徴収し、定期的な立入検査を実施する。	—	—
	いわゆる個別クレジット販売において、県民に被害が発生した場合には、報告を求めるとともに、立入検査を実施する。	—	—

### 2 多重債務者対策の強化

施 策	事 業 内 容	H29	H28
多重債務相談の実施	県民からの多重債務相談に対して、多重債務問題改善プログラムに沿って、課題解決を図る。	—	—
多重債務者対策協議会の運営	関係団体・機関21団体と連携、協働し、多重債務者の生活再建や被害の未然防止策についての現状認識、今後の事業展開への情報交換及び協議を行う。	—	—
多重債務者無料相談会の開催	多重債務者の状況に応じた債務整理の方法を助言するため、弁護士会及び司法書士会と協働した無料相談会を開催する。	—	—
金融経済教育の強化	教育委員会及び金融広報委員会等と連携し、多重債務に関する知識の普及啓発及び金融金銭教育を積極的に推進する。	216	216
ヤミ金融業者対策の徹底	いわゆるヤミ金融業者に関する情報及び相談窓口を開設し、警察への通報及び監督上の処分を徹底する。	—	—

### Ⅲ 消費者教育の充実のために

【32,395千円（国庫支出金：26,048 基金繰入金：1,500 雑入：1,284 一財：3,563）

（H28：38,350千円）】

#### 1. 消費生活情報の発信・啓発

施策	事業内容	H29	H28
消費生活相談窓口の周知	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—
消費生活情報の発信・啓発	県ホームページ、メールマガジンにおける注意喚起情報や広報誌等を通じて、随時消費者被害の情報及び対策について発信する。 出前講座やワークショップを取り入れた啓発に取り組む。	2,296	2,315
高齢者に対する消費者被害情報の発信	関係する機関と連携して、高齢者を狙った悪質商法の消費者被害防止対策推進会議を開催し、啓発資料の配付や各種媒体を活用した情報発信を行う。	16,032 (15,674)	13,408 (13,050)
見守りネットワークを通じた啓発	地域の見守りネットワークを構築し、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体及び市町村社会福祉協議会等との協働により高齢者の被害防止活動を支援する。	4,552 (4,552)	3,979 (3,979)
若者に対する消費者被害情報の発信	各種媒体を活用し、若者を狙った消費者被害の実態、防止策等を啓発、発信する。	4,244 (3,861)	4,900 (4,517)

#### 2. 消費者教育・学習

施策	事業内容	H29	H28
<b>(1) 世代等を超えた消費者教育の推進方策の検討</b>			
消費者教育推進地域協議会の開催	消費者教育を体系的、総合的かつ実践的に推進するため、消費者教育推進地域協議会を開催し、より効果的に推進するための方策を協議・検討する。	—	—
消費者団体等との協働	効果的な消費者教育の推進について、消費者団体等とも協働して、推進方策を検討する。	450	450
<b>(2) 学校等における消費者教育の推進</b>			
<b>《小学校、中学校、高等学校、特別支援学校》</b>			
学校における外部人材の活用	学校において、県の実施する出前講座や地域で活動する消費者団体等の人材を活用して、消費者教育を推進する。また、必要な専門講師を積極的に登用する。	411 (411)	411 (411)
高等学校における教材の作成・活用	高校生が高等学校における消費者教育のための教材作成を行うよう支援する。 作成された教材を活用した消費者教育に取り組む。	—	—
小中学校における啓発教材の配付	小中学校における啓発教材を作成し、配布する。	—	—
<b>《大学、専修学校等》</b>			
消費者教育推進の要請	大学の学生等を対象とした出前講座を実施する。 大学等の設置者に対し、消費者教育の実施及び消費者に配慮できる職業人としての教育の拡充を求める。	—	—

施 策	事 業 内 容	H29	H28
<b>(3) 地域・職域等における消費者教育の推進</b>			
消費者教育の拠点整備	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。 市町村と連携し、消費者教育を生涯学習の一環として推進するための場として、公民館を活用できるよう検討する。	—	—
消費生活講座等の開催	地域における消費者教育推進のため、くらしのセミナー及び出前講座を積極的に開催する。	611	611
地域における消費者教育の環境整備	地域における消費者教育の推進のため、担い手である人材の育成や市町村への取り組み強化の要請を行う。	50 (50)	—
学校、地域、消費者団体との協働した消費者教育の取組	児童・生徒や高齢者等がそれぞれ抱える消費者問題を共有化し地域力を向上するため、学校、地域、消費者団体が連携・協働した学習会などを検討する。	1,500 (1,500)	—
消費者団体等の活動支援	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)
職域における消費者教育の推進	職域における消費者教育の推進のため、経済団体等への要請のほか、くらしのセミナー及び出前講座等の開催について広報するとともに、事業者、従事者の参加を促進する。	—	—
<b>(4) 消費者教育を担う人材の育成</b>			
消費者教育の拠点整備（再掲）	消費生活センターを消費者教育の普及啓発及び人材育成等の拠点として強化する。	—	—
学校における人材育成	学校における消費者教育の向上を図るため、文部科学省や国民生活センターの実施するセミナーや講座への参加など指導的な役割も持つ教職員のレベルアップを図るとともに、教職員を対象にした消費者教育研修会を開催する。	—	—
地域・職域における人材育成	地域、職域における人材の育成のため、消費者団体や福祉団体、事業者・事業者団体、大学等と協働して消費生活サポーターを養成し、研修会等を通じて地域力の向上に取り組む。	749	776

### 3 環境教育・食育等への取組

施 策	事 業 内 容	H29	H28
環境団体等と協働した取組	学校・地域における消費者教育及び環境学習の推進のため、環境団体やNPOとも協働して取り組む。	—	—

#### IV 県民意見の反映のために

【2,121千円（国庫支出金：1,168 一財：953）（H28：455千円）】

##### 1 透明性の確保

施策	事業内容	H29	H28
<b>(1) 消費生活審議会の運営</b>			
消費生活審議会の運営	県消費生活行政の重要事項の審議のため、消費生活審議会を設置・運営する。 施策全般の執行状況について、消費生活審議会に報告し評価を受けるとともに、審議過程の意見等について施策への反映を図る。	2,121 (1,168)	455
<b>(2) 消費者施策等の公表</b>			
施策等の公表	消費生活行政全般にわたる透明性を確保するため、施策や消費生活審議会における審議状況等をホームページ等で公表する。	—	—

##### 2 県民意見の施策への反映及び消費者団体等との協働

施策	事業内容	H29	H28
県民意見の受付窓口	「県民ホットライン」や県消費生活情報のホームページに掲載されたメールアドレスに寄せられた意見等を参考に施策への反映を図る。	—	—
消費者団体等と協働した取組（再掲）	消費者団体等との意見交換会を開催し、意見・要望の施策への反映を図るとともに、施策の推進にあたっては、セミナーや市町村との懇談会を共催する等、協働して取り組む。	1,500 (1,500)	—
消費者団体等の活動支援（再掲）	地域で活動する消費者団体や福祉団体等が開催する講習会及び啓発活動などに支援を行い、地域における消費者教育を推進する。	1,500 (1,500)	1,500 (1,500)

## V 相談窓口の強化のために

【123, 623 千円 (国庫支出金:57, 068 基金繰入金:9, 925 雑入:352 県債:2, 000 一財:54, 278)  
(H28 : 118, 246 千円)】

### 1 県消費生活センターの機能強化

施 策	事 業 内 容	H29	H28
消費生活相談員による相談・あっせんの実施	県の消費生活センターに消費生活相談員を配置し、県民からの相談・苦情の受け付けやあっせんを実施するとともに、市町村消費生活相談窓口の支援を行う。	55, 104	51, 087
相談員の相談技術の向上	相談技術の向上及び専門性の確保を図るため、国や国民生活センター等の研修に参加する。	1, 516 (1, 335)	1, 516 (1, 335)
苦情処理専門員の配置	専門的な法律知識を必要とする相談・あっせんに対応するため、弁護士等の苦情処理専門員を配置する。	960	960
消費者被害救済委員会の設置・運営	被害の多発、消費者利益が著しく侵害される紛争について、知事の付託に応じて、あっせん・調停を行うため、消費者被害救済委員会を設置・運営する。	78	78
弁護士会との協働	弁護士会と協働による懇談会を開催し、直近の相談動向や対処方法等について、課題の共有を図る。	—	—
消費生活相談窓口の周知 (再掲)	県・市町村の相談窓口の役割の周知を行い、相談の掘り起こしを積極的に行う。	—	—

### 2 市町村相談体制の充実・強化

施 策	事 業 内 容	H29	H28
<b>《市町村相談体制の整備》</b>			
市町村消費生活センター設置促進	市町村における消費生活センター設置促進と広域連携による消費生活センター設置促進を支援する。	54, 537	53, 278
市町村相談窓口機能強化への支援	市町村相談窓口への啓発資料の提供のほか、消費生活相談員の配置や啓発事業などに支援する。	(54, 537)	(53, 278)
<b>《市町村相談窓口への技術的支援》</b>			
相談員等の技術的支援	相談員等の相談技術向上のための研修会を開催する。県消費生活センターに市町村消費生活相談支援員を配置し、相談業務に対する助言を行う。	8, 429 (8, 122)	8, 421 (8, 103)
相談員の確保対策	相談員を確保するため、養成研修の実施や人材バンクを充実する。	2, 999 (2, 999)	2, 906 (2, 906)

# ⑧ 適格消費者団体設立支援事業

くらし安全・消費生活課

## 1 目的

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、事業者の不当行為の差止請求等を行う適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）の認定を受けることを目指す団体を支援し、県内における適格消費者団体の設立を促進する。

## 2 実施主体

県内に事務所を有する民間団体（非営利団体。宗教、政治団体、暴力団関係を除く。）

## 3 事業内容

(1) 補助率 補助対象経費の10分の10以内

(2) 補助金額 予算の範囲内

(3) 補助対象経費

適格消費者団体の立ち上げを目的として実施する事業に要する経費

人件費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費、委託料、使用料・賃借料、その他必要経費

（民間団体の組織運営等に係る経常的な経費及び設備投資・財産取得に係る経費は対象外とする。）

(4) 補助対象事業

適格消費者団体の立ち上げを目的とした事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 消費者団体又は適格消費者団体を立ち上げようとする団体が行う、活動のノウハウ等について、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行うための事業

イ 適格消費者団体の認定を受けようとする消費者団体などが行う、認定を受けるために必要となる以下の各号の取組のうち、1つ以上を含む事業

① 消費者被害110番や無料相談会などの情報収集活動

② 適格団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催

③ 事業者の不当行為への是正申し入れの検討

④ 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動

⑤ 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備

⑥ 消費者庁への事前相談及び認定申請

⑦ その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動

## 4 予算額 1,500千円（基金 1,500千円）（臨）

・1団体でも設立認定された場合、その年度で補助金交付終了。

（最短でH30補助終了の見込。国交付金はH37まで対象。）

・設立後の運営に関する補助は行わない。

## 5 その他（県内の適格消費者団体設立を目指す団体の概要等）

(1) 団体名：ながの消費者支援ネットワーク設立準備会（任意団体）

(2) 事務局：県消費者団体連絡協議会、弁護士、司法書士、消費生活相談員等

(3) 当面の予定

・平成29年3月14日 NPO法人（特定非営利活動法人）設立総会

・平成29年6月1日 NPO法人の認可（県）、設立登記（法務局）

・平成31年4月1日 適格消費者団体の認定【最短の場合】

(4) その他

・適格消費者団体の認定要件の一つに「差止関係業務（消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者被害の防止及び救済のための活動）を最低2年間行っていること」と規定されている。（「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」）



# ⑧消費者教育推進役スキルアップ事業

くらし安全・消費生活課

## 1 実施目的

日々巧妙化する特殊詐欺や悪質な訪問販売・電話勧誘販売などに対処し、消費者被害を未然に防止するためには身近な生活圏レベルでのきめ細やかな消費者教育が必要とされている。平成 26 年度に策定した「長野県消費生活基本計画・消費者教育推進計画」では、消費者教育を担う人材育成の拠点としての消費生活センターの役割や推進役としての消費生活サポーターの養成などが盛り込まれているが、地域において情報発信していくためには消費者トラブルに関する個別分野の詳細な知識や事例、対象に合わせた効果的な発信方法や講師としての基本的スキルなどが必要なことから、消費者教育の推進役となる消費生活相談員や消費生活サポーター等のレベルに合わせた研修を実施し、消費者教育を担う人材のスキルアップを図る。

## 2 実施内容

現在登録されている消費生活サポーターは、消費者教育推進役としての知識や経験、実施可能な活動内容等のレベル差が大きいことから、まずは消費生活サポーター全員に対し、今後の活動に向けた意識調査を行い、スキルアップ事業のレベル区分やテーマ設定等の基礎資料とする。

(調査内容案)

- ・教育推進役としての活動可能範囲
- ・活動可能期間
- ・教育推進可能分野  
(契約、インターネット、悪質商法、金融関連、家庭用品、割賦販売等) 等

## 3 予算要求額 50千円(国交付金(10/10) 50千円)(臨)

平成 29 年度 意識調査実施

平成 30 年度以降 スキルアップ研修実施

## 4 背景

消費者教育の推進には、人材派遣のための人件費や旅費がかかることが課題となっていた。そこで、着実に市町村での消費生活センター設置が進み、また県内各地でのサポーター養成も進んでいることから、審議会でも既存の人材活用を検討するよう提言がなされていた。

## ⑧ 南信消費生活センター空調設備改修工事

くらし安全・消費生活課

### 1 目的

南信消費生活センターの老朽化した空調を改修し、設備機能の充実を図る。

### 2 現況等

南信消費生活センターが昭和 59 年 3 月に竣工してから 30 年以上を経過しており、空調設備は建設当初からの設備で更新されていない。現在、空調機能が使えない部屋があり、その都度扇風機や石油ストーブ等での対応をしている。空調設備の保守点検を委託している松田・南信㈱は、現状のままであると、今後重大な故障（全館空調機能不全）が発生する確率が高く、またメーカーでも既に代替部品の生産を終了しているため、修繕が不可能な事態が生ずることが予想されると指摘している。

実際に、消費者被害防止のための教育や啓発など、一般県民が参加者となる講座や会議の会場として使用している研修室、その他一部の部屋の冷房が使用できない状況にあり、扇風機で対処しているため苦情も寄せられている。

また、給水設備についても、同じく建設当初からの設備であるが、平成 23 年に商品テスト室及び実験室を研修室等に改修したことに伴い、施設全体の使用水量が減少したため、現在の受水槽の容量（6 t）は不要となっている。

工法は、センターの現在の利用状況等を勘案し、最適なものとなるよう検討を行う必要があるため、29 年度は、設計のみとする。

### 3 施工スケジュール

29 年度：実施設計 → 工事費について 30 年度当初予算要求

30 年度：空調設備の使用に支障のない秋ごろに施工

### 4 予算要求額

3, 392 千円（一般財源 1, 392 千円、県債 2, 000 千円）（臨）

### 5 その他

工事等経費見込	委託料（設計業務委託）	3, 391, 200 円
（税込額）	工事費	45, 775, 800 円